

旭川市消費者被害防止 ネットワークニュース No.15



旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

令和6年度、旭川市消費生活センターには、2,422件の相談が寄せられ、前年度より174件減りました。販売・購入形態別の推移は下表のとおりとなっています。

内容としては、「インターネットの光回線・スマートフォン等の契約に関するトラブル」「通信販売の定期購入や偽サイトに関するトラブル」「スマートフォン等に届いた架空請求・クレジット会社の請求に関するトラブル」などの相談が多く寄せられています。

会員各位のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続き消費生活に関してお困りの方がいた場合や契約・不審な請求等トラブルに気付いた際は、消費生活センターへの情報提供や相談を勧めていただきますようお願いいたします。

販売・購入形態		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問販売	家庭訪販	117	117	120	131	94
	SF商法	1	0	1	1	0
	アポイントメントセールス	2	1	4	0	0
	キャッチセールス	0	1	0	0	1
	上記以外	33	30	26	33	35
	計	153	149	151	165	130
通信販売		1,085	929	929	957	837
連鎖販売		20	16	11	15	5
電話勧誘販売		170	169	141	169	170
ネガティブオプション		16	5	4	5	1
訪問購入		34	23	36	22	26
その他無店舗		23	22	7	15	12
店舗販売		503	455	472	556	485
不明・無関係		785	705	622	692	756
総件数		2,789	2,473	2,472	2,596	2,422
多重債務		45	49	32	53	49

※多重債務の相談件数は、販売・購入形態別相談件数の内数です。



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

受付時間 午前9時～午後5時



**気をつけて！！**

こんなトラブルが増えています！

自動音声による不審な電話

「2時間後に電話が使えなくなる。」という国の機関や電話会社を名乗る二セの電話に関する相談が多く寄せられました。音声ガイダンスにしたがって操作するとオペレーターにつながり、個人情報を聞き出したり、金銭を要求する詐欺電話の可能性が高いです。このような電話がかかってきた場合は、すぐに電話を切りましょう！

悪質な通販サイトのトラブル

希少で入手困難な商品が売っていたり、お米やブランド品が不自然に安く買える等の悪質な通販サイトでのトラブルが増えています。「代金を支払ったのに、商品が届かず、問い合わせ先の電話が繋がらない。」「商品が品切れになり、SNSのアプリで返金すると連絡があったが、相手に言われるままアプリの操作をしたら、逆に相手に送金してしまった。」などの相談が多く寄せられています。国民生活センターのホームページに悪質なサイト情報の掲載があります。

ネット通販で買い物する前には、悪質なサイトでないかをよく確認しましょう！

定期購入「返品」だけでは解約にはなりません！

SNSで流れてきた広告を見て安さにつられ1回だけのつもりで商品を注文したところ、定期購入だったという相談が増えています。商品を返品するだけでは、解約にはなりません。請求書が届いてそのままにしていたら、法律事務所から通知が届いた等の事例もあります。インターネットで商品を購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、金額などをしっかりと確認しましょう。トラブル防止のため、最終画面のスクリーンショットは必ず保存しておきましょう！

簡単に稼げるSNS等の副業に関するトラブル

SNSを見ていて「簡単に稼げる」等の広告につられ、説明を聞くのに副業サイトに登録をしたところ、逆に高額なサポート契約を勧められ、お金がないと断っても「貸金業から借りられる」等言われ、断れずに業者に言われるまま、高額な借金をして契約してしまった等の相談が多く寄せられました。簡単に儲かる話は、ありません。スマートフォンの遠隔操作で借金をさせられる等の悪質な被害も出ています。SNSの広告で、簡単に儲かると言われたら詐欺の可能性が高いので、広告を鵜呑みにするのは、やめましょう！

消費者出前講座

旭川市内の町内会・サークル・学校等へ消費者協会講師が出向き、悪質商法の事例や未然防止策等を説明します。まずは1か月前までにご連絡ください。

詳細・申込みは、一般社団法人 旭川消費者協会

☎0166-26-2514（平日9時～17時）